

特記仕様書

業務名：長岡天神駅周辺暫定活用方針検討業務委託

業務場所：長岡京市開田三丁目他 地内

履行期間：契約日の翌日 から 令和9年3月26日迄とする

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、「長岡天神駅周辺暫定活用方針検討業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条（業務の目的）

本業務は、「都市計画道路・長岡京駅前線（第4工区）余剰スペース（道路区域）」及び「庁舎南敷地（開田保育所跡地）」の有効活用を図るため、暫定利用案及び中長期的な活用方針を検討・策定することを目的とする。

第3条（業務方針）

- 1) 本業務の実施にあたっては、業務工程を綿密に検討のうえ、協議・調整に手戻りが生じないよう細心の注意を払うこと。
- 2) 検証・検討内容は、対外的にも説得可能なものとして理論付けできていること。また、重要な業務の工程又は作業に至る前には、その都度資料をもって監督職員に相談すること。

第4条（業務カルテ作成・登録）

受注者は、契約時又は変更契約時において、受注金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、変更時は登録内容に変更が生じた日から、完了時は業務完了後、それぞれの時点から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、（一財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを遅滞なく監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が10日に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第5条（審査）

- 1) 受注者は、業務完了時に監督職員 of 審査を受けなければならない。

2) 審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正しなければならない。

第6条（業務の完了）

- 1) 業務の審査に合格後、指定された提出図書一式を納入し、本市の検査員の検査をもって業務の完了とする。
- 2) 業務の検査合格後、明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、監督職員の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

第7条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は流用してはならない。

第8条（損害賠償）

本業務に起因して、本市又は第三者に損害、事故又は紛争を生じた時は、受注者の責任において弁償及び解決を行い、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

第9条（疑義の解釈）

- 1) 本特記仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合は、協議の上、監督職員の指示に従わなければならない。
- 2) 本特記仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、協議の上、監督職員の指示に従い業務を遂行するものとする。

第10条（その他）

指示、承諾及び協議は、原則として書面によりこれを行うものとする。

なお、本委託の目的達成に必要な事項は、設計条件及び仕様書に明記又は監督職員の指示がなくても、受注者の負担と責任において実施するものとする。

第11条（照査技術者及び照査の実施）

- 1) 本業務は照査技術者により照査を行うものとする。
- 2) 照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する者とする。
 1. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）：都市及び地方計画又は道路
 2. 技術管理者：都市及び地方計画部門又は道路部門
 3. RCCM：都市及び地方計画部門又は道路部門
- 3) 照査技術者は、管理技術者、担当技術者を兼務できないものとする。

第12条（管理技術者）

- 1) 管理技術者は、以下のいずれかの資格を有する者とする。

1. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）：都市及び地方計画又は道路
 2. 技術管理者：都市及び地方計画部門又は道路部門
 3. R C C M：都市及び地方計画部門又は道路部門
- 2)管理技術者は、照査技術者、担当技術者を兼務できないものとする。

第 13 条（提出書類）

受注者は、長岡京市が定める提出書類様式（土木委託業務関係様式集）により、契約締結の日から 7 日以内に①～④を、15 日以内に⑤の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- ①着手届
- ②管理技術者等通知書
- ③業務内訳書
- ④工程表
- ⑤業務実施計画書

第 14 条（打合せ等）

- 1) 業務における打合せは、業務の進捗に応じて適宜行うものとする。
- 2) 業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。
- 3) 打合せを行った日の翌日には受注者が「打合せ記録簿」を作成し、内容を明確にして発注者に提出するとともに、この「打合せ記録簿」を発注者、受注者双方で各 1 部を保管するものとする。

第 15 条（費用負担）

本仕様書に明記のないものであっても、業務遂行上当然必要と認めるものは、受注者の負担で実施するものとする。

第 16 条（権利義務の譲渡等）

受注者は、契約書第 4 条ただし書きによる承諾を受ける場合は、承諾願を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

第 17 条（工程管理）

実施計画に基づいて適正な工程管理を行い、作業の進捗状況を発注者に随時報告するものとする。もし、工程等に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を作成し、発注者と協議しなければならない。

第 18 条（事故報告書）

本業務契約履行のため発注者から貸与された資料、個人情報等に関し、流出、毀損、滅失その他の事故が生じたときは、ただちに発注者に通知するとともに、遅滞なく書面にて報告し、そ

の指示に従わなければならない。

第 19 条（成果品の検査・納品）

- 1) 本業務の成果品については履行期間内において管理技術者立会いの上で、発注者の検査・承認を受け納品しなければならない。
- 2) 納品にあたっては、必ず照査技術者による照査を行うものとする。
- 3) なお、発注者から適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに受注者の負担で修正を行い、再検査・承認を受け納品しなければならない。
- 4) 納品の数量については次のとおりとする。
 - ・ 報告書：正・副 2部（正・副共にチューブファイル）打ち合わせ記録簿含む
 - ・ 報告書の内容や資料として作成したデータを納めた電子媒体（CD-R 又は DVD-R）：2枚（データの保存形式については、別途協議により決定する。エラーがないことを確認し、ウイルス対策を実施した上で提出すること。）

第 20 条（成果品の暇疵）

- 1) 本業務の成果品について納品の後、暇疵が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行わなければならない。
- 2) データ等の不良については、再度、全件の品質検査を行うものとする。

ただし、受注者の過失又は故意で生じた暇疵により、本市に支障を生じた場合、補修とともに損害の賠償を受注者に請求するものとする。

第 21 条（守秘義務）

受注者は、本業務の遂行上知り得た内容及び個人情報について第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し又は解除された後も同様とする。

第 22 条（納入場所）

本業務の成果品は、長岡京市建設交通部まちづくり政策室に納入するものとする。

第 23 条（疑義）

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

第 24 条（既往資料の貸付）

本業務にあたり、既往資料として必要な過年度成果を貸与するものとする。

第2章 業務等一般

第25条（業務内容）

（1）社会動向及び他都市事例の整理

近年の道路の利活用やウォークアブルなまちづくりなど、公共空間や道路に関連するまちづくりの動向を整理するとともに、暫定活用やパークレット、広場的利活用などの他都市事例の収集・

整理を行う。

（2）現況と課題の整理

上位計画及び関連計画・事業等を整理するとともに、検討対象地周辺の現況（人口・土地利用、施設分布、交通環境など）を整理し、地域及び沿道特性を把握する。また、長岡天神駅周辺や市全体の課題等の抽出・整理を行う。

（3）長岡京駅前線（第4工区）余剰スペース・庁舎南敷地（開田保育所跡地）利活用の検討・利活用の想定期間

ア 長岡京駅前線（第4工区）余剰スペース

阪急京都線の連続立体交差事業が完成するまでの間（約20～30年）

イ 庁舎南敷地（開田保育所跡地）

数年～10年程度

①法的条件等の整理

道路の利活用を検討する上で、必要となる道路法、都市再生特別措置法、ほこみち制度などの関連する法令や制度を整理し、検討条件等の整理を行う。

②庁舎南・駅前としての必要機能の検討

長岡京市役所前・長岡天神の駅前として、まちづくりの観点からどのような機能・役割が必要かを整理・検討する。

③利活用の方向性の検討

現況・課題・法的条件・必要機能等を考慮し、憩い空間・賑わい空間・交通機能など、検討対象地における利活用の方向性を設定する。

④有識者及び自治体ヒアリング

道路の利活用やウォークアブルなまちづくりの専門家、具体的な取組を実施している自治体にヒアリングを行う。（有識者1人と3自治体程度を想定）

⑤アイデア募集アンケート・ワークショップの実施

検討対象地の利活用について、実際に高頻度の利用者となり得る周辺地域の住民や学生、長岡天神駅利用者などを対象に、アイデア募集のアンケートやワークショップを実施する。

（4）社会実験の検討及び企画立案

利活用の方向性を確認・設定に向けた社会実験の検討・企画立案を行う。

（ガードレール修景、芝生・ベンチ等の休憩広場等）

（5）関係機関協議の資料作成及び支援

利活用の検討及び社会実験の実施に向けて必要となる関係機関と協議において、資料作成等の支援を行う。

（まちづくり審議会、デザイン審査会、道路管理者（京都府・長岡京市）及び交通管理者（京都府警）協議など）